

## 第 2 次広島市地域共生社会実現計画の策定について

## 1 広島市地域共生社会実現計画について

広島市地域共生社会実現計画（以下「実現計画」という。）は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、令和元年 8 月に策定したものであり、広島市基本構想に基づき策定する広島市基本計画の地域福祉に関する部門計画かつ、地域福祉の推進の観点から各福祉分野の共通的な事項を定める上位計画として位置付けている。

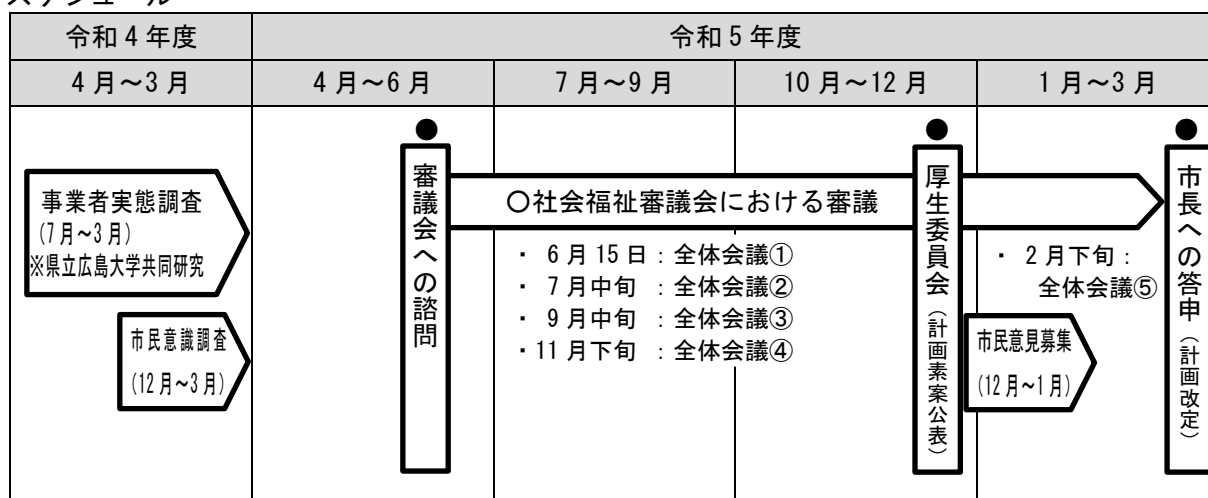
実現計画の計画期間は 5 年間であり、令和 5 年度で計画期間が満了することから、新たに、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間で計画期間（予定）とする第 2 次実現計画を策定する。

## 2 進め方

広島市社会福祉審議会全体会議（以下「審議会」という。）において、策定に係る審議を行う。

- ・ 全体会議 5 回（隔月 1 回程度）

## 3 スケジュール



時 期	会議等	内 容
令和5年6月15日	◎市長から審議会への諮問 ○審議会全体会議①	・ 現行計画の振り返りについて ・ 計画策定に向けた課題の整理について
令和5年7月中旬	○審議会全体会議②	・ 計画策定に向けた課題への対応について ・ 次期計画の基本理念及び取組体系等について
令和5年9月中旬	○審議会全体会議③	・ 次期計画の骨子（案）について
令和5年11月下旬	○審議会全体会議④	・ 次期計画（素案）について
令和5年12月中旬	○厚生委員会への報告	・ 次期計画（素案）について
令和5年12月下旬 ～令和6年1月下旬	○市民意見募集	・ 次期計画（素案）に対する市民意見の募集
令和6年2月下旬	○審議会全体会議⑤	・ 次期計画の答申（案）について
令和6年3月下旬	◎審議会から市長への答申	※次期計画完成